

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例について

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例

岐阜県積立基金条例（昭和三十九年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表岐阜県委託費職員退職手当基金の項及び岐阜県有建物再建準備基金の項を削る。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

提 案 説 明

岐阜県委託費職員退職手当基金及び岐阜県有建物再建準備基金を廃止するため、この条例を定めようとする。